

資格規定

(圧力管路更生施工管理技士)

平成 30 年 5 月 (改訂)

令和 4 年 6 月 (改訂)

令和 4 年 10 月 (改訂)

令和 6 年 11 月 28 日 (改訂)

令和 7 年 7 月 4 日 (改訂)

圧力管路更生施工管理技士資格制度規定

第1章 総 則

第1条 (名称及び管理者)

本規定は、圧力管路更生施工管理技士資格と称し、管理責任者は一般社団法人日本管更生技術協会（以下当協会という）である。

第2条 (目的)

圧力管路更生工事を確実に実施できる証しとして資格を認定することを目的とし、下記に示す知識を有する者に資格を認定する。

— 記 —

1. 以下、第5条に規定される資格委員会が認める「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計『パイプライン』」（公社）農業農村工学会（2009年3月）に準拠し、「農業水利施設保全補修ガイドブック 平成28年」（一社）農業土木事業協会に掲載、または（公財）下水道新技術推進機構の審査証明書を取得した技術を有する各ブランド工法を、現場条件に合わせ圧力管路更生工事が実施できる知識・技能を有すること。
2. 更生工法の設計及び更生管の特性に関する知識を有すること。
3. 圧力管路更生工事における品質管理、安全管理、施工管理の知識を有すること。
4. 管路崩壊のメカニズムと管更生技術の適用に関する基礎知識を有すること。
5. 圧力管路更生を実施するために必要とされる建設業法等の関連法令の知識を有すること。

第3条 (認定)

当協会が実施する資格試験合格者に、会長が圧力管路更生施工管理技士資格を認定する。

第4条 (資格者の責務)

本資格取得者は、圧力管路更生工事の設計・施工・工程・安全・品質等の圧力管路更生工事施工管理全般と監督責務を担う。

第2章 組 織

第5条 (JPR 資格試験制度委員会)

本規定の活動組織は、会長のもとに JPR 資格試験制度委員会（以下、資格委員会という）を置くものとする。

資格委員会のメンバーは、当協会の理事及び管更生技士資格習得者、及び当協会に属さない学校教育法に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者より会長が選任し、本人の受託確認をもって結成される。

第3章 試験及び資格者証

第6条 (試験の方法と認定)

- 1 次試験は筆記（択一選択）試験とする。
- 2 次試験は資格委員会が認定する研修会を受講後、ブランド工法別の技術確認試験とする。

但し、資格委員会が認定するブランド工法講習修了書の提出により 2 次試験の一部が免除される。

試験合格者は、合格通知後、良好な健康状況を証するため当協会に運転免許証の写し、または住民票、及び健康に関する自己申告書を提出し、確認後合格証書、資格者証が発行され認定される。

第7条 (有効期限と更新及び登録の抹消)

- ① 合格通知後の合格証の期限は無期限とする。
- ② 資格者証の有効期限は 5 年とする。
- ③ 資格者証の更新は 5 年間に於いて 2 物件以上の施工実績、または JPR 管更生研修会(第5章に示す)を 10 時間以上の受講経歴があること。
- ④ 良好な健康状況を証するため、運転免許証の写し、または住民票、及び健康に関する自己申告書の提出を必須とする。
- ⑤ 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合には資格委員会で審議して不良・不適格な者と判断された場合は会長が登録を抹消する。

第8条 (試験の出題)

本規定における資格試験出題は下記に示すテキスト、マニュアル、資料から選出される。

— 記 —

- ① 「圧力管路更生施工管理技士テキスト」(一社)日本管更生技術協会(2016年4月)
- ② 「下水道管きょ更生施工管理技士テキスト」(一社)日本管更生技術協会(2016年4月)
- ③ 「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計『パイプライン』」(公社)農業農村工学会(2009年3月)
- ④ 「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(パイプライン編)(案)」農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室(2017年4月)
- ⑤ 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」(公社)日本下水道協会(2017年7月)
- ⑥ 「水道施設設計指針 2012」(公社)日本下水道協会(2012年9月)
- ⑦ 関連法令
 - 労働基準法 (昭和22年 法律第49号)
 - 消防法 (昭和23年 法律第186号)
 - 建設業法 (昭和24年 法律第100号)
 - 火薬類取締法 (昭和25年 法律第149号)
 - 道路運送車両法 (昭和26年 法律第186号)
 - 道路法 (昭和27年 法律第180号)
 - 道路交通法 (昭和35年 法律第105号)
 - 河川法 (昭和39年 法律第167号)
 - 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第49号)

第9条 (受験資格及び申し込み)

① 受験資格

1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、技術士いずれか(左記全ての資格の補を含む)の保有者、又は土木工事、管工事で10年以上、または2件以上の管更生実務経験者を受験資格対象者とする。

又は当協会が実施したJPR管更生研修会(第5章に示す)受講時間が20時間を超える研修受講者。

② 各ブランド工法の推薦

CIPP(現場硬化管)工法	スルーリング工法、ARIS ライナー工法、K-2 工法
スパイラル巻き管工法	SW ライナー工法
その他 (さや管・塗布型等) 工法	Amiblu NC パイプ工法 塗布型ライニング工法

③ 申し込み方法

当協会ホームページに掲載される実施案内及び受験申込書をダウンロードし、所定の期日までに必須事項を記入した受験申込書と受験希望工法種別の工法協会からの推薦書を本部事務局に郵送するとともに受験手数料を納付する。

第10条 (試験の開催)

本規定による資格試験の開催は、年1回とし全国主要都市で開催される。

ただし、資格委員会の決議により追加開催できるものとする。

資格試験開催予定内容は年度初めに新聞や当協会ホームページ及び当協会作成ポスター等で開示する。

第11条 (資格者証)

下記に資格者証の記載内容を示す。

(表)

資格者証		
下水道管きよ更生施工管理技士	S16000001	資格者証番号
圧力管路更生施工管理技士	P16000001	
	氏 名 管 更 生	
	生 年 月 日 2000年4月1日	
	発行年月日 2016年11月1日	
2021年10月31日まで有効		有効期限
 一般社団法人 日本管更生技術協会 会長 小野浩成		

(裏)

工法種別		(一例)
CIPP(現場硬化)管工法	マンホール更生工法	工法種別工法名
スルーリング工法 ARISライナー工法	ターヤン工法	
スパイラル管巻き工法	その他(さや管・塗布型) 工法	ブランド名工法
SWライナー工法	Amiblu NC パイプ工法 塗布型ライニング工法	

4 章 運 用

管更生工事を実施する場合は、資格者証は常に携帯するものとする。資格者証表面は本人確認及び有効期限を示す。裏面には施工管理知識を有する工法種別とブランド名工法を示している。

ブランド名工法の記載のない資格者証は工法の実施が許諾されていないもので、その施工知識もないとする。

第 5 章 JPR 管更生研修会

第 1 3 条 （JPR 管更生研修会）

JPR 管更生研修会を全国各地で開催する。主要地区は、東京・名古屋・大阪・福岡・札幌とする。

第 1 4 条 （JPR 管更生技術発表会）

管更生の課題、解決手段の討議、及び失敗例の発表等を行う JPR 管更生技術発表会を年 1 回開催する。開催場所は茨城県つくば市とする。

第 1 5 条 （JPR 管更生研修会開催のお知らせ）

JPR 管更生研修会開催のお知らせは、JPR ホームページ及び、下水道協会誌に 1 年の予定を掲載する。 また他の開催通知は新聞、FAX 等で関係者に知らせる。